

香川の犯罪

令和3年



香川県警察本部
刑事部情報分析捜査課

凡 例

1 この統計書は、主として犯罪統計規則（昭和 40 年国家公安委員会規則第 4 号）に基づき、令和 3 年中に県下の各警察署から報告を受けた資料により作成したものである。

2 本書の件数、人員の計上方法は、次のとおりである。

(1) 件数

原則として被疑者の行為数によって計上している。ただし、1 人数件又は数人数件の場合で一定の条件に該当するときは、包括 1 件とする等の計上方法をとっている。

(2) 人員

同一人が数罪を犯し、又は数人が数罪を犯した場合は、法定刑の最も重い罪（法定刑が同じときは主たる罪）につき 1 人又は数人として計上している。

3 予備罪等の一定の犯罪については、次のような計上方法をとっている。

(1) 未遂罪及び予備罪は、殺人予備罪を除き、それぞれの既遂の罪に含めている。

(2) 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第 2 条、第 3 条及び第 4 条に規定する罪は、その行為態様に応じ強盗又は窃盗の罪に含めている。

(3) 暴力行為等処罰ニ関スル法律第 1 条、第 1 条の 2 及び第 1 条の 3 に規定する罪は、その行為態様に応じ暴行、傷害、脅迫又は器物損壊の罪に含めている。

(4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に規定する罪は、その行為態様に応じ殺人、脅迫、恐喝、詐欺、賭博、公務執行妨害、犯人蔵匿証拠隠滅、逮捕監禁、略取誘拐、信用棄損・威力業務妨害、建造物等損壊に含めている。

4 本書における用語の意義は、次のとおりである。

(1) 用語

ア 刑法犯

刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する罪（道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。）並びに爆発物取締罰則（明治 17 年太政官布告第 32 号）、決闘罪ニ関スル件（明治 22 年法律第 34 号）、暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和 5 年法律第 9 号）、航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和 45 年法律第 68 号）、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和 47 年法律第 17 号）、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和 49 年法律第 87 号）、人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和 53 年法律第 48 号）、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 103 号）、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成 7 年法律第 78 号）、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）に規定する罪をいう。

イ 特別法犯

刑法犯及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）を除く全ての犯罪（条例に規定するものを含む。）をいう。

ウ 包括罪種

刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。なお、包括罪種の名称及び内訳罪名の一覧は、別表のとおりである。

エ 重要犯罪・重要窃盗犯

治安情勢を観察する場合に、統計上、その指標となる犯罪として掲げるもので、その内訳罪名（手口）は、次のとおりである。

- (ア) 重要犯罪 殺人、強盗、放火、強姦性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。
- (イ) 重要窃盗犯 侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりの各手口をいう。
- オ 認知件数
警察において発生を認知した事件の数をいう。
- カ 検挙件数
警察で事件を送致・送付又は微罪処分した件数をいい、特に断りのない限り、解決事件の件数を含む。
- キ 検挙人員
警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。
- ク 補導人員
警察において触法少年として補導した少年の数をいう。
- ケ 解決事件（件数）
刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件（件数）をいう。
- コ 成人事件・少年事件・成人少年共犯事件
成人事件とは 20 歳以上の者が犯した事件を、少年事件とは 14 歳以上 20 歳未満の者が犯した事件をいい、両者の共犯事件を成人少年共犯事件という。
- サ 犯罪少年
特に断りのない限り、犯行時及び処理時の年齢がともに 14 歳以上 20 歳未満の少年をいう。
- シ 触法少年
14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- ス 既届（事件）
犯罪の発生について、警察が認知する以前に、被害者又はその代理人等から自発的に警察に届出のあったこと（事件）をいう。
- セ 特別な名称について
- (ア) 嬰兒殺 1 年未満の乳児を殺害（未遂を含む。）したものという。
- (イ) 侵入盗 住宅又は住宅以外の建物に侵入し、金品を窃取するものをいう。
- (ウ) 乗り物盗 自動車、オートバイ又は自転車を窃取するものをいう。
- (エ) 非侵入盗 侵入盗及び乗り物盗以外の窃盗をいう。
- ソ 検挙率
認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したものをいい、その算式は次による。

$$\frac{\text{検挙件数（解決事件を含む。）}}{\text{認知件数}} \times 100$$

- (2) この統計書に使用されている年次は、全て暦年である。
- 5 この統計書における検挙件数については、特に断りのない限り検挙地計上方式による。
- 6 刑法犯は、昭和 40 年以前は業務上等過失致死傷罪を、昭和 41 年以降は道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪を除いている。
- 7 この統計書について質疑のある場合は、香川県警察本部刑事部情報分析捜査課（TEL 087(833)0110 内線 4337）宛てにご連絡ください。

別表

(包括罪種)	(罪種)	(内訳罪名)
凶悪犯	殺	人 殺人罪、嬰兒殺、殺人予備罪、自殺関与罪
	強盗	強盗殺人罪(致死を含む。)、強盗傷人罪、強盗・強制性交等(致死を含む。)、強盗罪・準強盗罪(強盗予備、事後強盗、昏睡強盗)
	放火	火 放火罪、消火妨害罪
	強制性交等	強制性交等罪(致死傷を含む。)、準強制性交等罪、監護者性交等罪
粗暴犯	凶器準備集合	凶器準備集合罪、凶器準備結集罪
	暴行	行 暴行罪
	傷害	害 傷害罪、傷害致死罪、現場助勢罪
	脅迫	迫 脅迫罪、強要罪
	恐喝	喝 恐喝罪
窃盗犯	窃盗	盗 窃盗罪
知能犯	詐欺	欺 詐欺罪、準詐欺罪
	横領	領 横領罪、業務上横領罪
	偽造	通貨偽造罪、文書偽造罪、支払用カード偽造罪、有価証券偽造罪、印章偽造罪
	汚職	職 賄賂罪(収賄罪、贈賄罪)、職権乱用罪(致死傷を含む。)
	あつせん利得	公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律に規定する罪
	背任	任 背任罪
風俗犯	賭博	博 普通賭博罪、常習賭博罪、賭博開張等罪
	わいせつ	強制わいせつ罪(致死傷を含む。)、準強制わいせつ罪、監護者わいせつ罪、公然わいせつ罪、わいせつ物頒布等罪
その他	上記以外の罪種	

令和3年 香川の犯罪

目 次

令和3年の犯罪情勢

犯罪の概況	1
-------------	---

第1 刑法犯

(総 括)

全国・管区内 重要犯罪 認知・検挙件数及び検挙人員	33
全国・管区内 重要窃盗犯 認知・検挙件数及び検挙人員	34
全国・管区内 刑法犯 認知・検挙件数及び検挙人員	35
刑法犯 罪種別 認知・検挙件数及び検挙人員	36
刑法犯 罪種別 警察署別 認知・検挙件数及び検挙人員	40
年次別 刑法犯 罪種別 認知件数	44
年次別 刑法犯 罪種別 検挙件数	46
年次別 刑法犯 罪種別 検挙人員	48
年次別 刑法犯 罪種別 検挙人員（少年）	50
年次別 窃盗 手口別 認知件数	52
年次別 窃盗 手口別 検挙件数	53
年次別 窃盗 手口別 検挙人員	54
年次別 窃盗 手口別 検挙人員（少年）	55

(認知状況)

刑法犯 市町別 包括罪種（主要手口別）認知件数	56
刑法犯 罪種別 発生時間帯・発生曜日別 認知件数	58
窃盗 手口別 発生時間帯・発生曜日別 認知件数	60
刑法犯 罪種別 発生場所別 認知件数	62
窃盗 手口別 発生場所別 認知件数	68
刑法犯 罪種別 被害者の年齢・性別 認知件数	74
財産犯 被害額・被害回復額及び被害品別 認知・検挙件数	76
刑法犯 犯罪供用物別 認知件数	80

(検挙状況)

刑法犯 罪種別 主たる被疑者特定の端緒別 検挙件数（民間協力等）	82
窃盗 手口別 主たる被疑者特定の端緒別 検挙件数（民間協力等）	83
刑法犯 罪種別 主たる被疑者の犯行時の年齢別 検挙件数	84
窃盗 手口別 主たる被疑者の犯行時の年齢別 検挙件数	86

刑法犯 罪種別 被疑者と被害者の関係別 検挙件数	88
刑法犯 罪種別 主たる被疑者の逃走時の交通手段別 検挙件数	90
窃盗 手口別 主たる被疑者の逃走時の交通手段別 検挙件数	91
刑法犯 罪種別 犯行の動機・原因別 検挙件数	92
刑法犯 犯罪供用物別 検挙件数	94

(検挙人員)

刑法犯 罪種別 犯行時の年齢別 検挙人員（総数表）	98
刑法犯 罪種別 犯行時の年齢別 検挙人員（女子数表）	100
窃盗 手口別 犯行時の年齢別 検挙人員（総数表）	102
窃盗 手口別 犯行時の年齢別 検挙人員（女子数表）	104
刑法犯 罪種別 犯行時の職業別 検挙人員	106
窃盗 手口別 犯行時の職業別 検挙人員	110
刑法犯 罪種別 前科数別 検挙人員（成人）	114
刑法犯 罪種別 初犯者・再犯者別 再犯者の前回処分別 検挙人員	116
刑法犯 罪種別 精神障害別 検挙人員	118
刑法犯 罪種別 犯行府県数別 検挙人員	120
窃盗 手口別 犯行府県数別 検挙人員	121
刑法犯 罪種別 身柄措置・送致別 検挙人員	122
窃盗 手口別 身柄措置・送致別 検挙人員	124

第2 特別法犯

特別法犯 違反法令別 取締・検挙件数及び検挙人員（除 交通関係）	127
特別法犯 違反法令別 警察署別 取締・検挙件数及び検挙人員（除 交通関係）	128
年次別 特別法犯 違反法令別 検挙件数	132
年次別 特別法犯 違反法令別 検挙人員	133
特別法犯 違反法令別 身柄措置・検挙別 検挙人員	134
風営関係事犯 違反態様別 被疑者の営業業態別 検挙件数	136
風営関係事犯 違反態様別 被疑者の営業業態別 検挙人員	138
売春関係事犯 違反態様別 被疑者の営業別 検挙件数	140
売春関係事犯 違反態様別 被疑者の営業・暴力団等関係の有無別 検挙人員	142
銃刀法 違反態様別 主たる違反対象物件の種類別 検挙件数・検挙人員及び物件数（総数表）	144
銃刀法 違反態様別 主たる違反対象物件の種類別 検挙件数・検挙人員及び物件数（暴力団表）	145
薬物事犯 違反対象物件別 検挙件数・検挙人員及び押収物等の数量	146
年次別 青少年保護育成条例 違反態様別 検挙件数・検挙人員	147

第3 少年犯罪

刑法犯 罪種別 年齢・学職別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員（総数表）	150
刑法犯 罪種別 年齢・学職別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員（女子数表）	152
窃盗 手口別 年齢・学職別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員（総数表）	154
窃盗 手口別 年齢・学職別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員（女子数表）	156
刑法犯 罪種別 補導歴・非行歴別 検挙人員（犯罪少年表）	158
刑法犯 罪種別 補導歴・非行歴別 補導人員（触法少年表）	160
刑法犯 包括罪種(手口)別 非行時間帯別 検挙人員（犯罪少年表）	162
刑法犯 包括罪種(手口)別 非行時間帯別 補導人員（触法少年表）	166
刑法犯 罪種別 非行場所別 検挙人員（犯罪少年表）	170
刑法犯 罪種別 非行場所別 補導人員（触法少年表）	172
刑法犯 罪種別 非行の動機・原因別 検挙・補導人員（犯罪少年表・触法少年表）	174
刑法犯 罪種別 身柄措置・送致別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員（総数表）	184
刑法犯 罪種別 身柄措置・送致別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員（女子数表）	186
刑法犯 罪種別 非行集団加入の有無別 検挙人員（犯罪少年表）	188
刑法犯 罪種別 非行集団加入の有無別 補導人員（触法少年表）	189
刑法犯 罪種別 処遇意見別 犯罪少年 触法少年 検挙・補導人員	190
刑法犯 罪種別 初犯者・再犯者別 再犯者の前回処分別 検挙人員（犯罪少年表）	192
特別法犯 違反法令別 年齢・学職別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員（総数表）	194
特別法犯 違反法令別 年齢・学職別 犯罪少年・触法少年 検挙・補導人員（女子数表）	194
少年の福祉事犯 違反法令別 検挙件数・検挙人員及び福祉を害された少年の数	196

第4 暴力団等犯罪

暴力団等犯罪 刑法犯 警察署別 罪種別 検挙件数及び検挙人員	204
暴力団等犯罪 刑法犯 犯罪供用物別 検挙件数	206
暴力団等犯罪 特別法犯 違反法令別 警察署別 検挙件数	209
暴力団等犯罪 特別法犯 違反法令別 警察署別 検挙人員	209

第5 外国人犯罪

来日外国人による刑法犯 国籍別・罪種別 検挙件数	212
来日外国人による刑法犯 国籍別・罪種別 検挙人員	213
来日外国人による特別法犯 国籍別・違反法令別 検挙件数	214
来日外国人による特別法犯 国籍別・違反法令別 検挙人員	215

令和 3 年の犯罪情勢

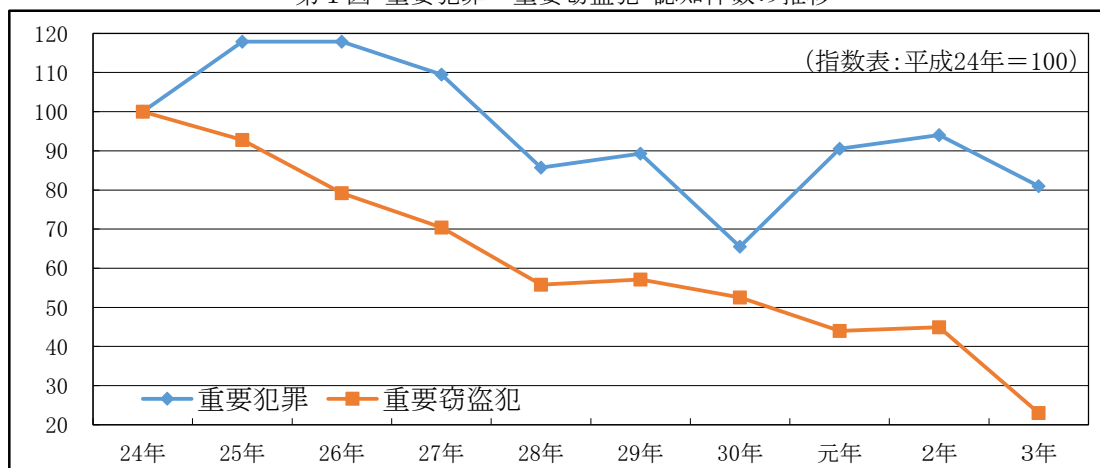
犯 罪 の 概 況

第1 刑法犯

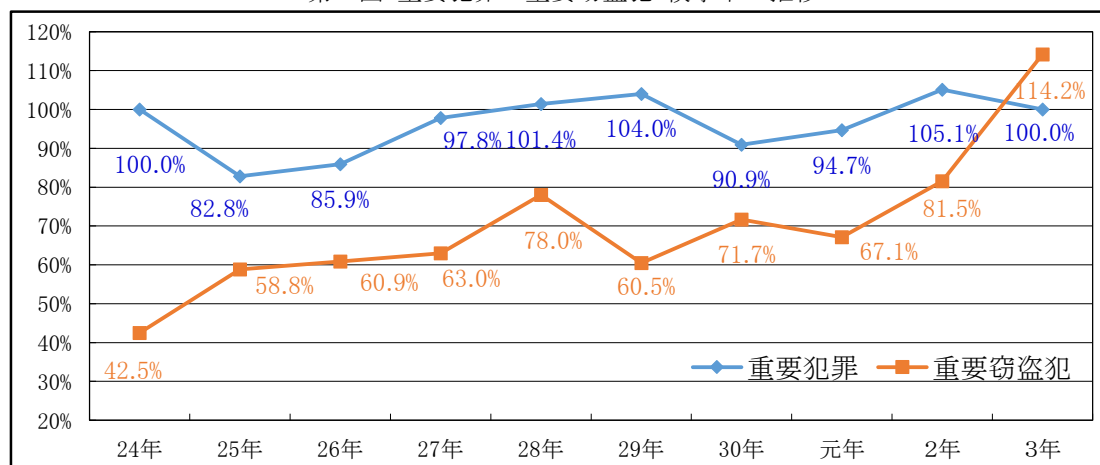
1 重要犯罪・重要窃盗犯

県民がより強く不安を感じる犯罪として掲げる重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交等の凶悪犯に略取誘拐・人身売買、強制わいせつを加えたものをいう。以下同じ。)及び重要窃盗犯(侵入盗に自動車盗、ひったくり、すりを加えたものをいう。以下同じ。)の令和3年中における状況は次のとおりである。

第1図 重要犯罪・重要窃盗犯 認知件数の推移



第2図 重要犯罪・重要窃盗犯 検挙率の推移



過去10年間における認知件数の推移をみると、第1図のとおり、重要犯罪は平成25年以降減少傾向であったが、令和元年、2年と増加し、令和3年は再び減少となった。重要窃盗犯については、平成23年以降減少傾向にある。

また、検挙率の推移は第2図のとおり、重要犯罪は平成27年以降は高水準を維持しており、重要窃盗犯についても増減はあるものの平成26年以降は、高い水準で推移している。

(1) 重要犯罪

令和3年中の重要犯罪の状況をみると、第1表及び第2表のとおり、認知件数は68件、検挙件数は68件、検挙人員は61人で、前年に比べ、認知件数は11件(13.9%)、検挙件数は15件(18.1%)、検挙人員は8人(11.6%)それぞれ減少している。また、検挙率は100.0%で前年に比べ5.1ポイント下降している。

第1表 重要犯罪 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%
総 数	68	79	△ 11	△ 13.9
殺 人	6	4	2	50.0
強 盗	3	11	△ 8	△ 72.7
放 火	10	8	2	25.0
強 制 性 交 等	16	15	1	6.7
略取誘拐・人身売買	4	5	△ 1	△ 20.0
強 制 わ い せ つ	29	36	△ 7	△ 19.4

第2表 重要犯罪 検挙状況 対前年比較

罪 種 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	68	83	△ 15	△ 18.1	61	69	△ 8	△ 11.6
殺 人	6	4	2	50.0	5	4	1	25.0
強 盗	3	12	△ 9	△ 75.0	4	9	△ 5	△ 55.6
放 火	10	8	2	25.0	6	8	△ 2	△ 25.0
強 制 性 交 等	17	14	3	21.4	13	14	△ 1	△ 7.1
略取誘拐・人身売買	4	5	△ 1	△ 20.0	6	4	2	50.0
強 制 わ い せ つ	28	40	△ 12	△ 30.0	27	30	△ 3	△ 10.0

認知件数を罪種別に前年と比較すると、強盗が8件(72.7%)、略取誘拐・人身売買が1件(20.0%)及び強制わいせつが7件(19.4%)それぞれ減少し、殺人が2件(50.0%)、放火が2件(25.0%)及び強制性交等が1件(6.7%)それぞれ増加した。

検挙件数は、強盗及び強制わいせつが大幅に減少し、検挙人員は、殺人及び略取誘拐・人身売買において増加した。

【検挙事例】

高松市内の会社員殺人・死体遺棄事件（高松西署）

さぬき市造田における交通事故を偽装した実父殺人事件（さぬき署）

高松市内の施設における殺人未遂事件（高松南署）

(2) 重要窃盗犯

令和3年中の重要窃盗犯の状況をみると、第3表及び第4表のとおり、認知件数は197件、検挙件数は225件、検挙人員は47人で、前年に比べ認知件数は187件(48.7%)、検挙件数は88件(28.1%)及び検挙人員は8人(14.5%)それぞれ減少した。検挙率は114.2%で前年に比べ32.7ポイント上昇している。

第3表 重要窃盗犯 認知件数 対前年比較

手 口 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
			件 数	%
総 数	197	384	△ 187	△ 48.7
侵 入 盗	183	372	△ 189	△ 50.8
住宅対象	69	178	△ 109	△ 61.2
住宅対象以外	114	194	△ 80	△ 41.2
自 動 車 盗	7	6	1	16.7
ひ っ た く り		2	△ 2	△ 100.0
す り	7	4	3	75.0

第4表 重要窃盗犯 検挙状況 対前年比較

手 口 別	検 挙 件 数				検 挙 人 員			
	令 和 3 年	平 成 2 年	増 減		令 和 3 年	平 成 2 年	増 減	
			件 数	%			人 数	%
総 数	225	313	△ 88	△ 28.1	47	55	△ 8	△ 14.5
侵 入 盗	207	302	△ 95	△ 31.5	42	50	△ 8	△ 16.0
住宅対象	65	152	△ 87	△ 57.2	13	23	△ 10	△ 43.5
住宅対象以外	142	150	△ 8	△ 5.3	29	27	2	7.4
自 動 車 盗	7	4	3	75.0	4	2	2	100.0
ひ っ た く り		4	△ 4	△ 100.0		2	△ 2	△ 100.0
す り	11	3	8	266.7	1	1		

認知件数を罪種別に前年と比較すると、自動車盗が1件(16.7%)及びすりが3件(75.0%)それぞれ増加し、住宅対象の侵入盗が109件(61.2%)、住宅対象以外の侵入盗が80件(41.2%)、ひったくりが2件(100.0%)それぞれ減少した。

検挙件数は、侵入盗及びひったくりが減少した。検挙人員は、住宅対象の侵入盗及びひったくりが減少した。

【検挙事例】

県内広域における空き家対象の連続侵入窃盗事件（さぬき署）
 県内広域における連続自動車盗・部品ねらい事件（高松東署・高松北署）
 県内広域におけるレンタカー利用の出店荒し事件（丸亀署）
 高松市内のスーパーマーケットにおける窃盗（すり）事件（高松南署）

なお、重要犯罪及び重要窃盗犯の各罪種・手口別の推移については、以下の包括罪種別の項を参照されたい。

2 全刑法犯

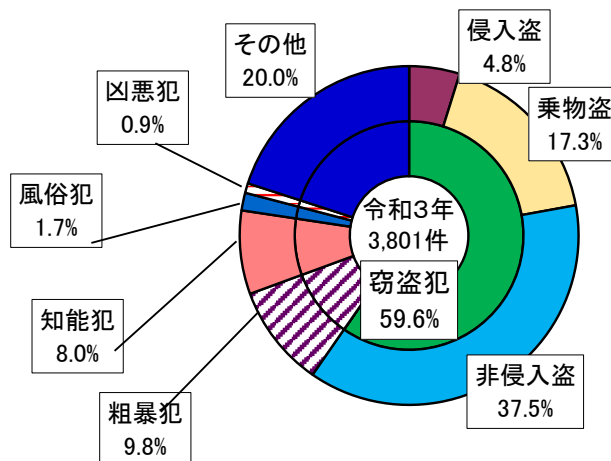
令和3年中の全刑法犯の状況をみると、認知件数は3,801件、検挙件数は2,390件、検挙人員は1,519人で、前年に比べ、認知件数は742件(16.3%)、検挙件数は263件(9.9%)及び検挙人員は73人(4.6%)それぞれ減少している。また、検挙率は62.9%で前年に比べ4.5ポイント上昇している。

(1) 発生(認知)状況

令和3年中に発生を認知した刑法犯の件数は3,801件であった。これを包括罪種別にみると、第3図及び第5表のとおりで、窃盗犯が2,267件で全体の59.6%を占めて最も多く、次いで粗暴犯371件(9.8%)、知能犯303件(8.0%)、風俗犯64件(1.7%)、凶悪犯35件(0.9%)の順となっている。

包括罪種別に前年と比較すると、知能犯は13件(4.5%)増加し、凶悪犯は3件(7.9%)、粗暴犯は16件(4.1%)、窃盗犯は659件(22.5%)及び風俗犯は13件(16.9%)それぞれ減少している。

第3図 刑法犯 包括罪種別 認知件数構成比



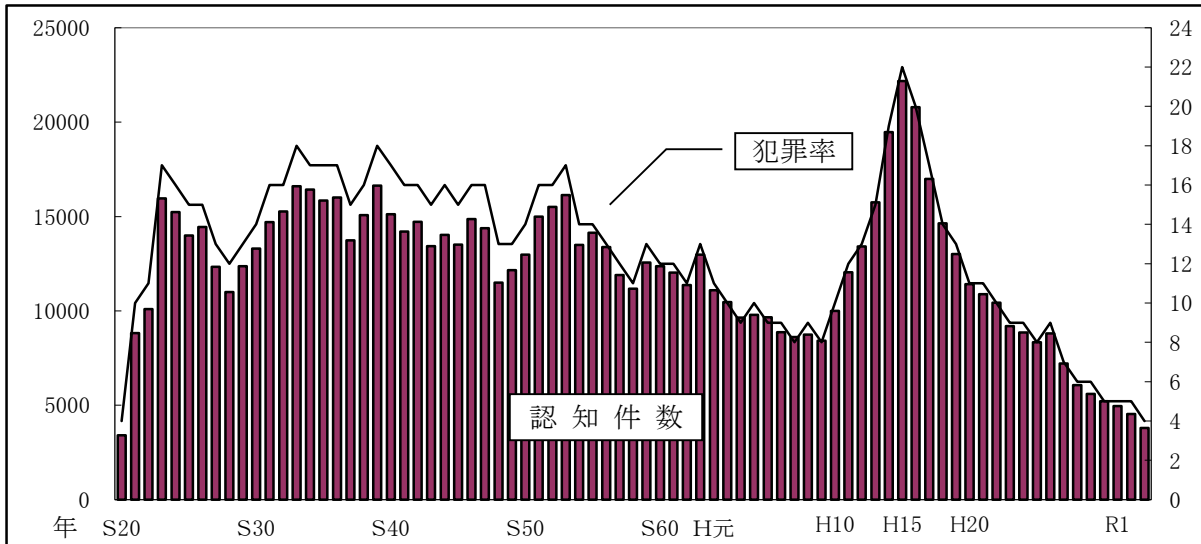
上記に掲げる包括罪種以外の「その他の刑法犯」については、認知件数761件で、全体の20.0%を占めており、前年に比べ64件(7.8%)減少している。

第5表 刑法犯 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%
総 数	3,801	4,543	△ 742	△ 16.3
凶 悪 犯	35	38	△ 3	△ 7.9
粗 暴 犯	371	387	△ 16	△ 4.1
窃 盗 犯	2,267	2,926	△ 659	△ 22.5
侵 入 盗	183	372	△ 189	△ 50.8
乗 り 物 盗	658	824	△ 166	△ 20.1
非 侵 入 盗	1,426	1,730	△ 304	△ 17.6
知 能 犯	303	290	13	4.5
風 俗 犯	64	77	△ 13	△ 16.9
そ の 他 の 刑 法 犯	761	825	△ 64	△ 7.8

刑法犯の認知件数及び人口千人当たりの犯罪率の推移は、第4図のとおりである。

第4図 刑法犯 認知件数及び犯罪率の推移



認知件数は、昭和21年以降急激に増加し、昭和23年には1万5,953件に達したが、以後、社会秩序の安定と経済状態の回復に伴い、増減を繰り返しながら徐々に減少し、昭和28年には1万1,001件と大幅な減少を示した。しかし、その後は再び増加傾向に転じ、昭和33年には人口の都市化現象に伴う犯罪監視機能の低下や少年非行の増加により1万6,000件を突破し、昭和37年に若干の減少をみせたものの、昭和39年には1万6,641件に達した。

その後、多少の起伏はあるものの減少の傾向にあり、平成3年には1万件を割り、平成9年には戦後で最も少ない認知件数となった。ところが、それを底に、平成10年には8年ぶりに1万件を突破するなど再び増加に転じ、年々大幅に増加して、平成15年には昭和39年を上回り、戦後最多を記録した。しかし、平成16年以降は年々減少の傾向にあり、令和3年は戦後最少を記録した。

また、犯罪率(人口千人当たりの認知件数)をみると、昭和25年から低下の傾向にあったものが、30年代に入って上昇に転じ、昭和39年には18.1と戦後の最高を記録した。これをピークとしてその後は多少の起伏はあるものの徐々に低下し、平成9年には8.2と戦後の最低を記録したが、認知件数の増加に伴い、平成10年以降年々上昇し、平成15年には前年より2.6ポイント上昇して21.5となり、戦後最高を更新した。しかし、平成16年以降は認知件数の減少に伴い、犯罪率も低下傾向にある。

(2) 罪種別にみた発生(認知)状況

刑法犯の包括罪種別発生(認知)状況は、次のとおりである。

ア 凶悪犯

重要犯罪の中心である凶悪犯の令和3年中の認知件数は第6表のとおり35件で、前年に比べ3件(7.9%)減少した。

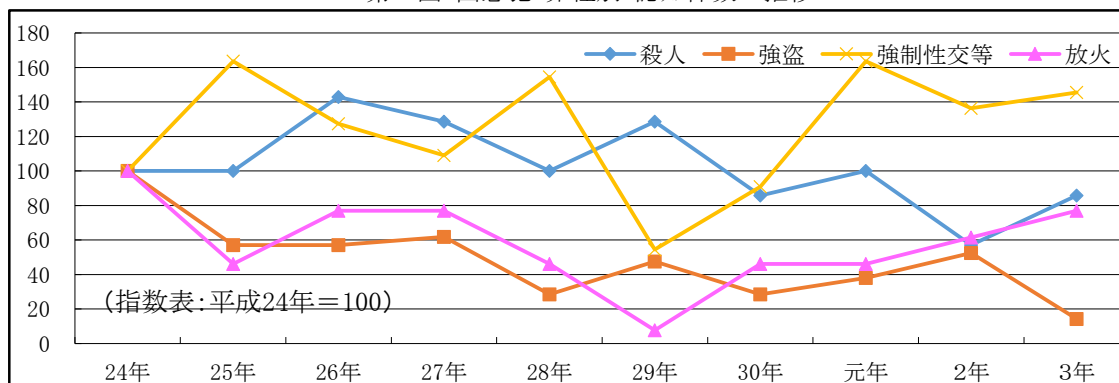
罪種別では、殺人が2件(50.0%)、放火が2件(25.0%)及び強制性交等が1件(6.7%)それぞれ増加し、強盗が8件(72.7%)減少した。

第6表 凶悪犯 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	
			件 数	%
総 数	35	38	△ 3	△ 7.9
殺 人	6	4	2	50.0
強 盗	3	11	△ 8	△ 72.7
放 火	10	8	2	25.0
強 制 性 交 等	16	15	1	6.7

過去10年間の罪種別の認知件数の推移は、第5図のとおりである。

第5図 凶悪犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

高松市牟礼町における林野対象の建造物等以外放火事件（高松北署）
 東かがわ市引田における非現住建造物等放火事件（東かがわ署）
 高松市内のインターネットカフェにおける強盗未遂事件（高松北署）

イ 粗暴犯

令和3年中の粗暴犯の認知件数は第7表のとおり 371件で、前年に比べ 16件(4.1%)減少した。

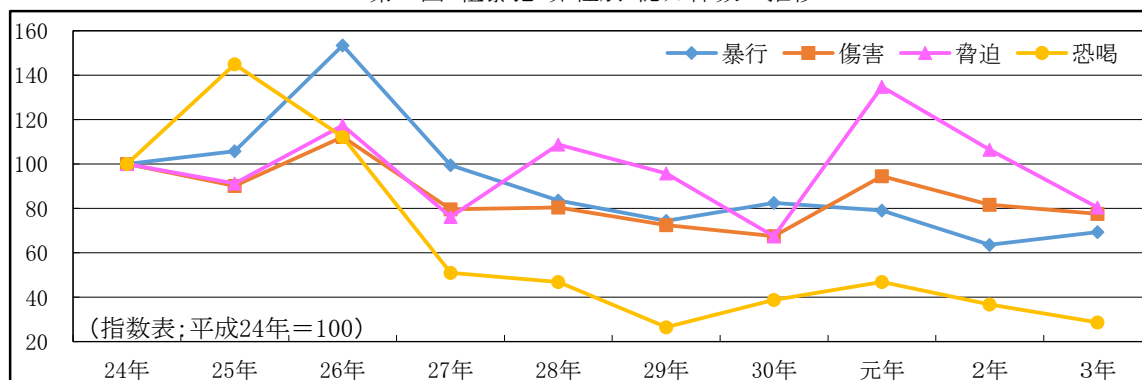
罪種別では、暴行が 10件(8.9%)増加し、傷害が 10件(4.8%)、脅迫が 12件(24.5%)、恐喝が 4件(22.2%)それぞれ減少した。

過去10年間の罪種別認知件数の推移は第6図のとおりである。

第7表 粗暴犯 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
			件 数	%
総 数	371	387	△ 16	△ 4.1
凶 器 準 備 集 合				
暴 行	122	112	10	8.9
傷 害	198	208	△ 10	△ 4.8
脅 迫	37	49	△ 12	△ 24.5
恐 喝	14	18	△ 4	△ 22.2

第6図 粗暴犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

丸亀市郡家町における乳児被害の傷害事件（丸亀署）
 高松市勅使町における乳児被害の傷害致死事件（高松南署）
 綾歌郡宇多津町における恐喝・傷害事件（丸亀署・坂出署）

ウ 窃盗犯

令和3年中の窃盗犯の認知件数は第8表のとおり 2,267件で、前年に比べ 659件(22.5%)減少し、刑法犯全体に占める構成比は 59.6%(前年は64.4%)である。

手口を侵入盗、乗り物盗、非侵入盗に分けてみると、以下のとおりである。

第 8 表 窃盗犯 認知件数 対前年比較

手 口 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
			件 数	%
総 数	2,267	2,926	△ 659	△ 22.5
侵 入 盗	183	372	△ 189	△ 50.8
空 き 巣	44	95	△ 51	△ 53.7
忍 込 み	20	75	△ 55	△ 73.3
居 空 き	5	8	△ 3	△ 37.5
事 務 所 荒 し	15	13	2	15.4
出 店 荒 し	22	36	△ 14	△ 38.9
倉 庫 荒 し	22	15	7	46.7
そ の 他	55	130	△ 75	△ 57.7
乗 り 物 盗	658	824	△ 166	△ 20.1
自 動 車 盗	7	6	1	16.7
オ ー ト バ イ 盗	38	33	5	15.2
自 転 車 盗	613	785	△ 172	△ 21.9
非 侵 入 盗	1,426	1,730	△ 304	△ 17.6
置 引 き	13	15	△ 2	△ 13.3
車 上 ね ら い	95	208	△ 113	△ 54.3
部 品 ね ら い	64	39	25	64.1
色 情 ね ら い	98	141	△ 43	△ 30.5
万 引 き	638	722	△ 84	△ 11.6
職 場 ね ら い	56	74	△ 18	△ 24.3
さ い 銭 ね ら い	28	25	3	12.0
そ の 他	434	506	△ 72	△ 14.2

(ア) 侵入盗

重要窃盗犯の中心である侵入盗の認知件数は 183件で、前年に比べ 189件(50.8%)減少した。

a 住宅対象(空き巣、忍込み、居空きの3手口をいう。)

住宅対象の手口の認知件数は 69件で、前年に比べ 109件(61.2%)減少している。手口別では、空き巣が 51件(53.7%)、忍込みが 55件(73.3%)、居空きは 3件(37.5%)それぞれ減少した。

b 住宅対象以外

住宅対象以外の手口の認知件数は 114件で、前年に比べ 80件(41.2%)減少した。手口別では、事務所荒しが 2件(15.4%)及び倉庫荒しが 7件(46.7%)増加し、更衣室荒しが前年同数、金庫破りが 4件(80.0%)及び出店荒しが 14件(38.9%)減少した。

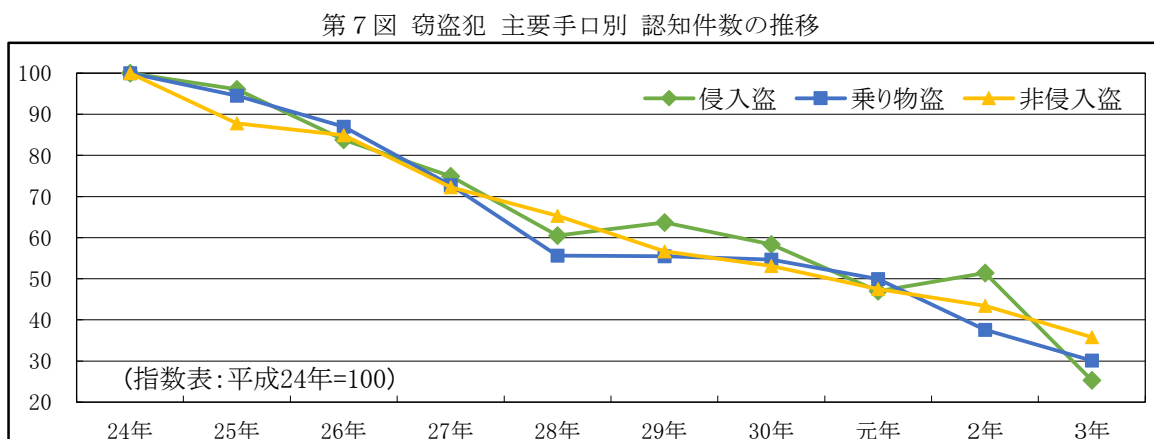
(イ) 乗り物盗(「乗り物盗その他」の手口を除く。)

乗り物盗の認知件数は 658 件で、前年に比べ 166 件(20.1%)減少した。手口別では、自動車盗は 1 件(16.7%)及びオートバイ盗は 5 件(15.2%)増加し、自転車盗が 172 件(21.9%)減少した。

(ウ) 非侵入盗

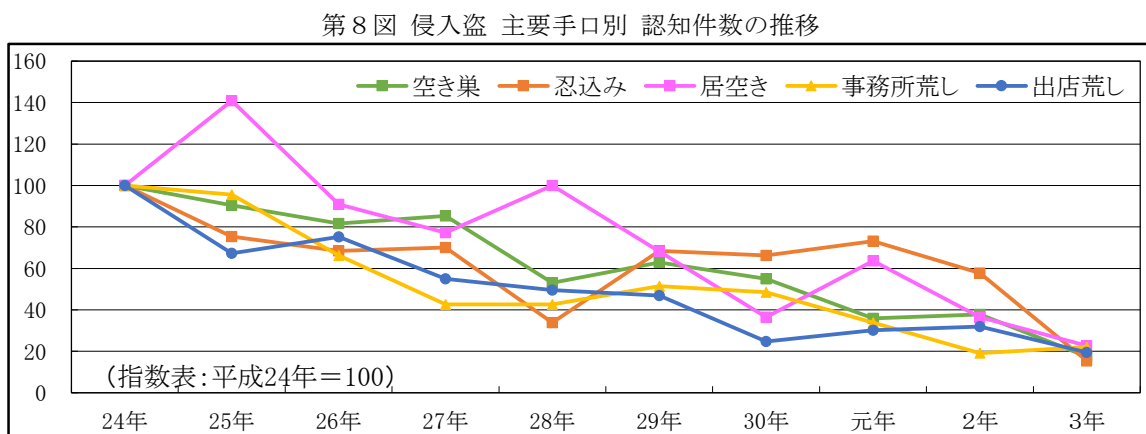
非侵入盗の認知件数は 1,426 件で、前年に比べ 304 件(17.6%)減少した。主な手口別では、部品ねらいが 25 件(64.1%)及びさい銭ねらいが 3 件(12.0%)それぞれ増加し、車上ねらいが 113 件(54.3%)、万引きが 84 件(11.6%)、色情ねらいが 43 件(30.5%)、職場ねらいが 18 件(24.3%)及び置き引きが 2 件(13.3%)それぞれ減少した。その他の手口では、訪問盗が 2 件(66.7%)、仮睡者ねらいが 2 件(100.0%)及び客室ねらいが 1 件(100.0%)それぞれ増加し、払出盗が 11 件(32.4%)、工事場ねらいが 7 件(25.0%)、室内ねらいが 4 件(57.1%)及び同居ねらいが 10 件(71.4%)、自動販売機ねらいが 7 件(50.0%)それぞれ減少した。

過去10年間における主要手口別認知件数の推移は、第7図のとおりである。



侵入盗は令和2年は増加し、乗り物盗及び非侵入盗については、平成24年以降減少傾向にある。

過去10年間における侵入盗の主な手口別の推移は、第8図のとおりである。



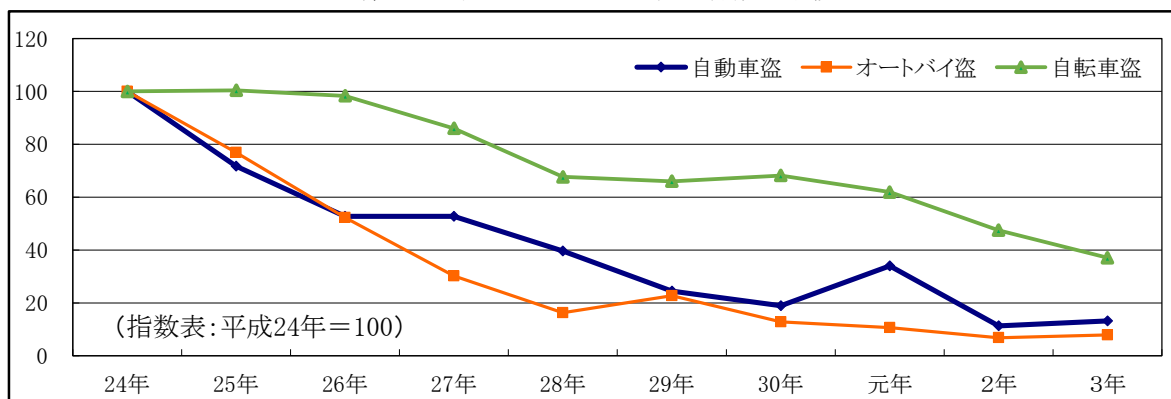
令和3年の傾向として、住宅対象である空き巣、忍込み及び居空きのすべて減少した。

一方、住宅対象以外のうち、出店荒しについては令和元年から増加傾向となり、事務所荒しは減少傾向にある。

過去10年間の乗り物盗の推移は、第9図のとおりである。

各手口ともに、多少の起伏はあるものの、年々減少傾向にある。

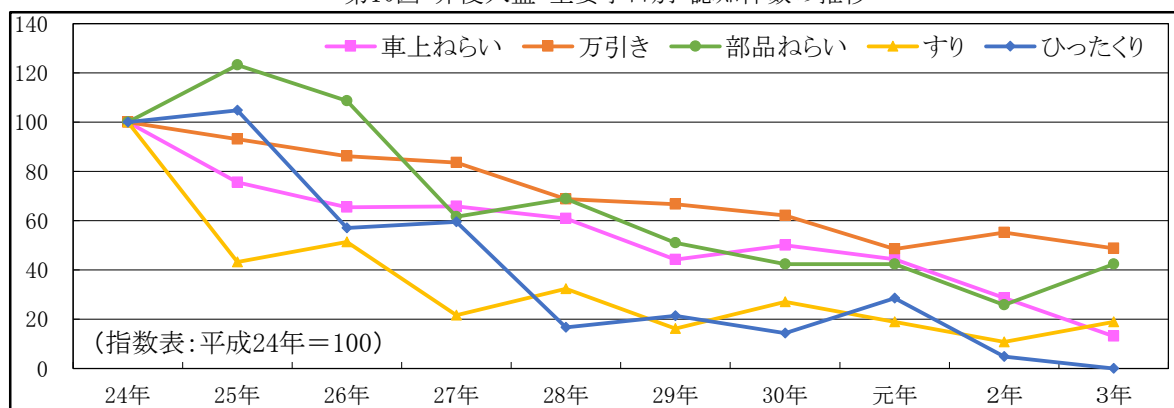
第9図 乗り物盗 手口別 認知件数の推移



過去10年間の非侵入盗の推移は、第10図のとおりである。

重要窃盗犯であるひったくりは減少した。また、車上ねらい及び万引きも減少傾向にある。

第10図 非侵入盗 主要手口別 認知件数の推移



【検挙事例】

少年グループによる金属類窃盗事件（さぬき署）
ホテル清掃員による職場ねらい事件（高松南署）

エ 知能犯

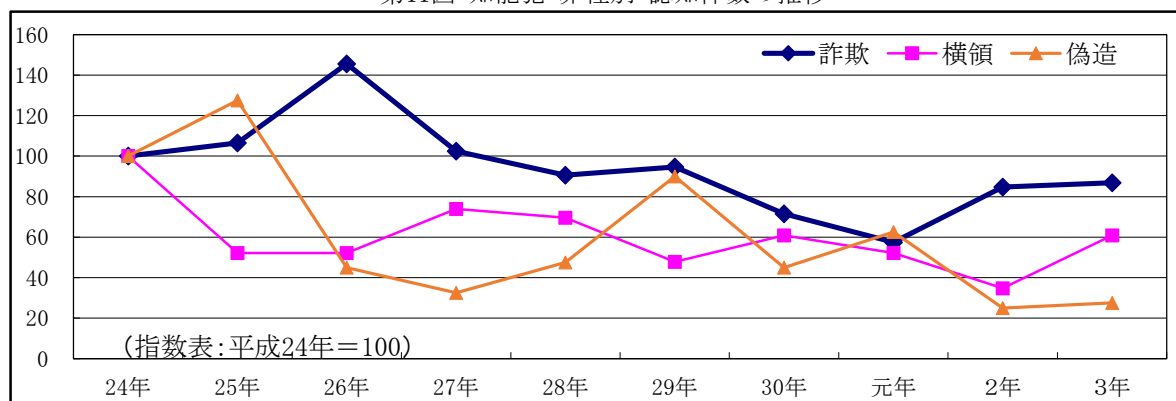
令和3年中の知能犯の認知件数は第9表のとおり 303件で、前年に比べ 13件(4.5%)増加している。罪種別では、背任が 1件(100.0%)減少し、詐欺が 7件(2.6%)、横領が 6件(75.0%)、偽造が 1件(10.0%)それぞれ増加した。

第9表 知能犯 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
			件 数	%
総 数	303	290	13	4.5
詐 欺	278	271	7	2.6
横 領	14	8	6	75.0
偽 造	11	10	1	10.0
汚 職				
あっせん利得処罰法				
背 任		1	△ 1	△ 100.0

過去10年間の罪種別認知件数の推移は、第11図のとおりである。全ての罪種で増減を繰り返しているが、中でも令和3年は横領が大幅に増加している。

第11図 知能犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

造船会社従業員らによる持続加給付金詐欺事件（高松東・坂出署）
 銀行協会等を騙ったキャッシュカード回収名下の特殊詐欺（キャッシュカード詐欺盗）事件
 （高松北署）
 百貨店従業員等を騙った中国人少年グループによる特殊詐欺（キャッシュカード詐欺盗）事件
 （坂出・丸亀・三豊・観音寺署）

オ 風俗犯

令和3年中の風俗犯の認知件数は第10表のとおり 64件で、前年に比べ 13件(16.9%)減少した。

罪種別では、わいせつは 15件(20.0%)減少し、賭博は 2件(100.0%)増加している。また、わいせつのうち、重要犯罪である強制わいせつは 29件で 7件(19.4%)、公然わいせつは 20件で 9件(31.0%)それぞれ減少し、わいせつ物頒布等は 1件(10.0%)増加した。

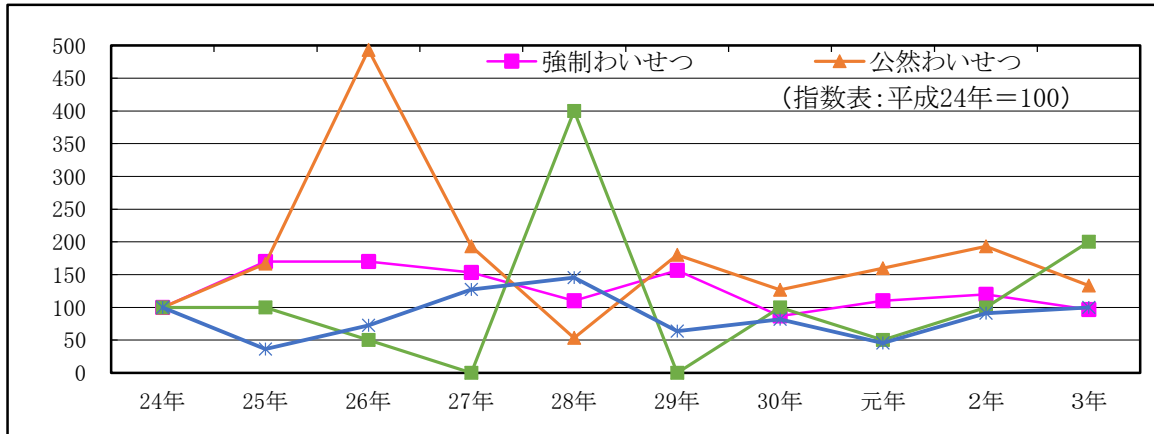
第10表 風俗犯 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
			件 数	%
総 数	64	77	△ 13	△ 16.9
賭 博	4	2	2	100.0
わ い せ つ	60	75	△ 15	△ 20.0
強 制 わ い せ つ	29	36	△ 7	△ 19.4
公 然 わ い せ つ	20	29	△ 9	△ 31.0
わ い せ つ 物 頒 布 等	11	10	1	10.0

過去10年間の罪種別認知件数の推移は、第12図のとおりである。

賭博は、平成28年に増加したが、それ以降は緩やかに増減している。重要犯罪である強制わいせつ及び公然わいせつは、平成30年に減少したが令和元年から増加傾向となり、また、わいせつ物頒布についても、令和2年から増加している。

第12図 風俗犯 罪種別 認知件数の推移



【検挙事例】

高松市多肥上町における小学女児被害の強制わいせつ事件（高松南署）
 さぬき市の書店における小学女児被害の強制わいせつ事件（さぬき署）
 観音寺市有明町における女子高校生被害の強制わいせつ致傷事件（観音寺署）

カ その他の刑法犯

令和3年中の上記アからオに掲げる包括罪種以外の「その他の刑法犯」の認知件数は第11表のとおり 761 件で、前年に比べ 64件(7.8%)減少した。

第11表 その他の刑法犯 認知件数 対前年比較

罪 種 別	令 和 3 年	令 和 2 年	増	減
			件 数	%
総 数	761	825	△ 64	△ 7.8
占有離脱物横領	230	256	△ 26	△ 10.2
公務執行妨害	19	17	2	11.8
住 居 侵 入	89	123	△ 34	△ 27.6
逮 捕 監 禁	1	5	△ 4	△ 80.0
略取誘拐・人身売買	4	5	△ 1	△ 20.0
盗 品 等	3	2	1	50.0
器 物 損 壊 等	360	358	2	0.6
そ の 他	55	59	△ 4	△ 6.8

構成比を主な罪種別にみると、器物損壊等が 360件でその他の刑法犯全体の 47.3%を占めており、以下、占有離脱物横領 230件(30.2%)、住居侵入 89件(11.7%)等となっている。

【検挙事例】

電子マネー利用権を利用した組織的処罰法違反事件（香川県・神奈川県警合同捜査本部）
 高松市内における逮捕監禁致傷事件（高松南署）
 高松市内における女性従業員被害の営利略取等事件（高松北署）
 高松市松縄町における爆発物取締罰則違反事件（高松南署）